

●減免の種類及び基準

◇課税状況別補助（一子目のみ）

半田市が委託する放課後児童クラブに入所する4年生以下の児童の世帯の保護者に対し、原則、住民登録上の世帯（単身赴任の父母は同一世帯とする）の前年度の市町村民税の課税状況に応じて保育料を減免します。

◇多子世帯補助（二子目以降）

半田市が委託する放課後児童クラブに、二人以上の児童が同時入所している世帯では、課税状況別区分に関係なく、二人目以降の児童の保育料を9,000円（上限額）減免します。

●減免額算定表

単位（円）

減免基準額（月額）									
学年別保育料（月額）				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
				16, 000		13, 000		9, 000	
課税状況別補助	1	前年度分の市町村民税非課税世帯		9, 000	9, 000	9, 000	9, 000	0	0
	2	前年度分の市町村民税課税世帯	48, 600 円未満	7, 000	7, 000	7, 000	7, 000	0	0
	3	で所得割の額が次の区分に該当	48, 600 円以上 97, 000 円未満	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	0	0
	4	する世帯	97, 000 円以上 301, 000 円未満	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	0	0
多子世帯補助		第二子以降の児童 1 人あたり		9, 000	9, 000	9, 000	9, 000	9, 000	9, 000

- ・世帯構成員中2人以上に市町村民税所得割が賦課される場合は、市町村民税所得割を合算して算定します。
- ・生活保護法による被保護世帯については、前年度の課税状況に関わらず、課税状況別補助の減免区分1を適用します。
- ・令和7年4月～令和8年3月分の保育料の減免額を算定する市町村民税課税状況は、令和6年度の課税状況で判断するものとします。ただし、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税控除、配当割控除及び株式等譲渡所得割控除が有る場合は、控除がなかった場合の税額控除前の額とします。
- ・市町村民税額に変更があった場合は随時、放課後児童クラブへお申し出ください。
- ・未申告の場合、半田市役所税務課で申告をしていただくようお願いいたします。

●保育料の減免手続きの流れ（3ステップ）

- ①以下に記載する必要書類を放課後児童クラブへ提出してください。
- ②半田市から保育料の減免額決定通知がご自宅へ届きます。（決定通知は3月末までに通知します）
- ③減免後の保育料の取り扱いはクラブから追ってお知らせがありますので、その金額をクラブへ毎月納入してください。

必要書類

- ・「保育料等減免措置に関する申請書」 ⇒様式は放課後児童クラブからお受け取り下さい。
- ・児童と同一世帯に属する家族（父母・兄弟等親族）の令和6年度（令和5年分）所得課税証明書（市町村民税所得割額のわかるもの）
⇒令和6年1月2日以降に半田市へ転入した方がいる場合に必要です。（令和6年1月1日現在で半田市に住民登録がある方の分は必要ありません。）

